み~ちゃん公式ファンクラブ「み~サポ」サポーター規約

第1条(目的)

この規約に基づきサポーター(有料サポーター含む)登録を行った人(以下「サポーター」と云うニャ)が、み~ちゃん公式ファンクラブ(以下「み~サポ」と云うニャ)として、ぼくの活動を応援することだニャ♪ なお、み~サポの運営は、一般社団法人とらねこ図書館(以下「とらねこ図書館」という。)が行うのニャ

第2条(登録)

- 1. み~サポの登録を希望する人は、次の各号について登録してほしいニャ
- (1)氏名
- (2)誕生日
- (3) 住所
- (4)メールアドレス
- 2. 登録情報に虚偽があるなど、とらねこ図書館が会員として不適切であると認めた場合は、み~サポへの登録をお断りすることがあるニャ

第3条(登録の期間及び時期)

- 1. 有料サポーターの登録期間は、9月1日~翌8月31日の一年間だニャ なお、登録の時期は、登録期間直前の8月1日~8月31日(一カ月間)だニャ
- 2. 前項以外のサポーター登録は随時行い、期間は半永久なのニャ

第4条(年会費)

- I. 有料サポーターの登録申込みを行う場合、所定の年会費をとらねこ図書館が指定する口座に振込む ものとし、年会費の振込みをもって、サポーター登録完了となるニャ
 - なお、上記以外のサポーターは登録申込みをもって、サポーター登録完了となるのニャ
- 2. 年会費は、10,000円なのニャ
- 3. 天災地変、疫病の流行その他の理由の如何を問わず、一度振込まれた年会費は返金しないのニャ・・・

第5条(活動応援募金)

- 1. サポーターは、1口1.000円の活動応援募金をすることが出来るニャ
- 2. 活動応援募金は、とらねこ図書館が指定する口座に振込むことで完了となるニャなお、振込みは随時受付を行っているのニャ
- 3. 募金いただいた感謝のしるしとして、お礼状をお送りするニャ
- 4. 募金者のお名前は、ぼくのHPでご紹介させてもらうニャ(不掲載も可)

第6条(活動費用)

年会費(第4条)及び活動応援募金(第5条)は、ぼくのお出掛け費用やグッズ作成費等の活動に必要な費用として使わせてもらうのニャ♪

第7条(通知)

とらねこ図書館はサポーターに対し、以下の順番で、イベント告知など必要な情報を不定期にお知らせ するニャ

なお、LINEアカウントをもっていない場合は、登録後個別に調整させてもらうニャ

- (I)LINE公式アカウント(お友達) / 有料サポーター
- (2)メール(第2条で登録したもの) / サポーター

(3)ホームページ等

第8条(特典の内容)

別表のとおりだニャ

第9条(サポーターの義務)

- 1. いつでもぼくを応援してニャ♪
- 2. 第2条第1項の内容に変更があったら、すぐに教えてニャ
- 3. み~サポから提供する画像や動画、文章などの著作権は、とらねこ図書館にあるニャ。また、サポーターはそれらを無断で転載・販売してはならないニャ

第10条(退会)

してほしくないのニャ・・・

(サポーターは、とらねこ図書館所定の手続きを行うことにより、いつでも退会することができます。 なお、退会を希望する際は、問い合わせフォームからその旨、ご連絡ください)

第11条(サポーター登録の失効)

サポーターが規約に違反した場合及び次の各号に該当する場合、とらねこ図書館は事前通知せずサポーターを強制退会処分するのニャ

- (1)み~ちゃんの活動、み~サポの運営及びサポーター同士の交流を妨げる行為等を行った場合
- (2)第2条第1項の内容に虚偽があった場合
- (3)グッズ等のサポーター特典の転売等を行った場合
- (4)公序良俗に反する行為を行った場合、又はとらねこ図書館がその恐れがあると判断した場合
- (5)反社会的勢力に該当する場合

第12条(個人情報等の利用目的)

第2条第1項の個人情報等は、み~ちゃんに関する情報のお知らせ、プレゼント等の発送等の目的のみで利用するのニャ

第13条(サービス提供の中止及び免責事項)

とらねこ図書館は天災地変、法令・行政指導、事故、み~ちゃんの疾病、その他不可抗力等によりサービスの提供を中止することがあるニャ

また、とらねこ図書館はそれにより生じた損害等に関して責任を免除されるものとするニャ

第14条(規約の変更)

とらねこ図書館は、サポーターに通知することにより、本規約を変更できるものとするニャ

附則 令和5年3月1日施行

附則 令和5年3月18日改正

附則 令和6年3月1日改正

附則 令和6年9月9日改正

附則 第3条の改正(令和6年9月9日)に伴う現行有料サポーターの登録期間は、令和6年4月1日~ 令和7年3月31日から令和6年4月1日~令和7年8月31日に変更となるニャ

附則 令和7年9月9日改正